

列部門	2111-01	石油製品
行部門	2111-011	揮発油
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」、212「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、生産工程において発生する硫黄は副産物扱いとし、「0629-099その他の非金属鉱物」を競合部門とする。また、「2031-01石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、本部門を競合部門とする。

〔生産物例示〕

その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門「2111-016 B重油・C重油」は55年表の行部門「3210-060 B重油」及び「3210-070 C重油」を統合。

列部門	2121-01	石炭製品
行部門	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

生産工程において発生する副生硫黄は副産物扱いとし、「2011-021窒素質肥料」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生するコークス、高炉ガス、電炉ガスは、本部門を競合部門とする。

なお、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール並びにコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

〔生産物例示〕

その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コール

タール、コークス炉ガス

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門「2121-019その他の石炭製品」は、55年表の行部門「3291-190その他の石炭乾溜製品」及び「3291-200練炭・豆炭」を統合。また、55年表の行部門「3390-100炭素製品」のうちピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2121-02	舗装材料
行部門	2121-021	舗装材料

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類215「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3291-320薬品処理木材」を「1619-099その他の木製品（除別掲）」に統合。

6 プラスチック製品、窯業・土石製品、その他

列部門	2211-01	プラスチック製品
行部門	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム，ポリエチレンフォーム，塩化ビニルフォーム，ポリスチレンフォーム，ポリスチレンペーパー，板状発泡製品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品（バンパー，ダッシュボード，ホイールキャップ等），電気機械器具用プラスチック製品（TVキャビネット，掃除機ボデー，冷蔵庫内装品等），その他の工業用プラスチック製品，工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手，強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽，強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等，発泡・強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶，工業用薬品缶，洗剤・シャンプー用容器，ビールコンテナ，農林水産用コンテナ，ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板，ボール，食器，盆等の台所・食卓用品，雑貨，浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料，廃プラスチック製品（くい，棚，漁礁等），結束テープ，プラスチック製の絶縁テープ，時計ガラス，止水板，人工芝，プラスチック製品の加工品（他に分類されないもの）

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の行部門「3990-300合成樹脂製品」を分割し，同列部門「3990-30合成樹脂製品」の名称を「2211-01プラスチック製品」に変更。

列部門	2311-01	タイヤ・チューブ
行部門	2311-011	タイヤ・チューブ

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

自動車用タイヤ・チューブ，航空機用タイヤ・チューブ，自転車用タイヤ・チューブ，運搬車用タイヤ・チューブ，ソリッドタイヤ，更生タイヤ

〔注意点〕

昭和55年表の列部門「3000-10ゴム製品」を60年表において，本部門と「2319-09その他のゴム製品」に分割。なお，55年表で行部門「3000-190その他のゴム製品」に含まれていた更生タイヤは，60年表において本部門に統合。

列部門	2319-01	ゴム製履物
行部門	2319-011	ゴム製履物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

地下足袋，ゴム底布靴，総ゴム靴，ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む），ゴム製の履物用品（ゴム底，ゴムかかと，草履底，甲など）

列部門	2319-02	プラスチック製履物
行部門	2319-021	プラスチック製履物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

プラスチック製靴（合成皮革製靴，プラスチック成形靴など），プラスチック製サンダル・スリッパ・草履，プラスチック製運動靴，プラスチック製の履物附属品

列部門	2319-09	その他のゴム製品
行部門	2319-099	その他のゴム製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」，細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」，2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」，2393「ゴム練生地製造業」，2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

コンベアゴムベルト，平ベルト，Vベルト（ファンベルトを含む），ゴムホース，工業用ゴム製品（防振ゴム，ゴム製パッキング等），ゴム引布，ゴム引布製品（エアーマットレス等），医療・衛生用ゴム製品（乳首，水まくら，氷のう，手術用手袋，避妊用具等），ゴム練生地，再生ゴム，その他のゴム製品（フォーラムラバー，ゴム手袋（医療用を除く），消しゴム，ゴムバンド，指サック（事務用），印刷ゴム等）

〔注意点〕

昭和60年表において，55年表の列・行部門「3000-10，-100ゴム製品」を「2319-09，-099その他のゴム製品」と「2311-01，-011タイヤ・チューブ」に分割。なお，55年表で本部門に含まれていた更生タイヤは，60年表において「2311-011タイヤ・チューブ」に統合。

列部門	2411-01	革製履物
行部門	2411-011	革製履物

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

紳士用革靴(23cm以上), 婦人用・子供用革靴, 運動用革靴(登山靴, スケート靴, ゴルフ靴等), 作業用革靴(保安靴, 帯電靴等), 革製草履・スリッパ・サンダル, 革製の履物用材料(甲, 靴底, かかと)

列部門	2412-01	製革・毛皮
行部門	2412-011	製革・毛皮

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

成牛甲革, 中小牛甲革, 牛底革, 牛ぬめ革, その他の牛革, 馬革, 豚革, 山羊・めん羊革, その他のなめし革(わに革, とかげ革, へび革等), 毛皮(調整済で完成品でないもの)

〔注意点〕

毛皮製衣服, なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート, えり巻, 毛皮装飾品等)は, 「1522-01, -011その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

列部門	2412-02	かばん・袋物・その他の革製品
行部門	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業(手袋を除く)」, 245「革製手袋製造業」, 246「かばん製造業」, 247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

工業用革製品(工業用革ベルト, 革製パッキン, ガスケット), 革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用, 作業用, スポーツ用), かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん, なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル, プラスチック製かばん, 合成皮革製ケース等), 袋物(札入れ, 財布, ショッピングバッグ等), ハンドバッグ(材料のいかんを問わない), その他の革製品(服装用革ベルト, 馬具, むち, 腕時計用革バンド等)

〔注意点〕

- ① 革製の運動用具(グローブ等)は, 「3911-02, -021運動用品」に, なめし革衣服は, 「1522-01, -011その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。
- ② 昭和60年表において, 55年表の列部門「2430-20身廻品」に含まれていた革製手袋, ベルトを本部門に統合。行部門も同様。

列部門	2511-01	板ガラス・安全ガラス
行部門	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」及び2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

板ガラス: 普通板ガラス, 変り板ガラス, みがき板ガラス
安全ガラス・複層ガラス: 合せガラス, 強化ガラス, 複層ガラス, すりガラス, 曲げガラス, 鏡

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の行部門「3320-100板ガラス」を分割し, 「2511-011板ガラス」及び「2511-012安全ガラス・複層ガラス」とした。また, 列部門の名称を「3320-10板ガラス」から「2511-01板ガラス・安全ガラス」に変更。

なお, 昭和55年表で行部門「3320-200ガラス製品」に含まれていた鏡は60年表において「2511-012安全ガラス・複層ガラス」に統合。

列部門	2512-01	ガラス繊維・同製品
行部門	2512-011	ガラス繊維・同製品

(通商産業省)

日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ガラス短繊維フェルト, ガラス短繊維ボード, ガラス短繊維筒, ガラス長繊維ロービング, ガラス長繊維フィルター, ガラス長繊維糸, ガラス長繊維布, ガラス長繊維テープ, 光ファイバ

〔注意点〕

昭和60年表において, 55年表の列部門「3320-20ガラス製品」から特掲。行部門も同様。

列部門	2519-09	その他のガラス製品
行部門	2519-091	ガラス製加工素材
	2519-099	その他のガラス製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」、2514「ガラス容器製造業」、2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

ガラス製加工素材：光学ガラス素地（眼鏡用を含む）、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス棒球

その他のガラス製品（除別掲）：ガラス容器（ガラス製飲料用容器、ガラス製食料・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等）、理化学用・医療用ガラス器具（フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等）、卓上用ガラス器具、ガラス製台所・食卓用品、その他のガラス製品（魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の列部門「3320-20ガラス製品」に含まれていたガラス繊維・同製品及び鏡を除く。また、行部門は「2519-091ガラス製加工素材」と「2519-099その他のガラス製品（除別掲）」に分割。

列部門	2521-01	セメント
行部門	2521-011	セメント

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、セメントクリンカは中間製品扱いとし、輸出用及び在庫増減のみを生産額として計上する。

〔生産物例示〕

ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

列部門	2522-01	生コンクリート
行部門	2522-011	生コンクリート

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

列部門	2523-01	セメント製品
行部門	2523-011	セメント製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品（セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の行部門「3390-421コンクリート・パネル」と「3390-429その他のセメント製品（除別掲）」を統合。

列部門	2531-01	陶磁器
行部門	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類254「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽、洗面手洗器、便器等）、
タイル

工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製IC基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等）、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）

日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はいし

列部門	2599-01	耐火物
行部門	2599-011	耐火物

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類255「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

耐火れんが、不定型耐火物（耐火モルタル、キャストブル耐火物等）、人造耐火材（マグネシアクリンカー、合成ムライト等）、その他の耐火物（粘土質るつばを含む）

〔注意点〕

昭和60年表において、行部門は、55年表の行部門「3310-110耐火れんが」と「3310-190その他の耐火物」を統合。また、55年表の行部門「3390-900その他の土石製品」のうち人造耐火材を本部門に統合。

列部門	2599-02	その他の建設用土石製品
行部門	2599-021	その他の建設用土石製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類253「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2596「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、吸音ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦（いぶしかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら）、普通れんが、陶管

列部門	2599-03	炭素・黒鉛製品
行部門	2599-031	炭素・黒鉛製品

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

電極（人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト）、炭素棒（ガウジング用、電池用等）、ブラシ（人造黒鉛質、金属黒鉛質等）、不浸透製炭素、黒鉛るつば、特殊炭素製品

〔注意点〕

昭和60年表において、部門の名称を55年表の「3390-10、-100炭素製品」から「2599-03、-031炭素・黒鉛製品」に変更。

なお、55年表で本部門に含まれていたピッチコークスを「2121-011コークス」に統合。

列部門	2599-04	研磨材
行部門	2599-041	研磨材

（通商産業省）

日本標準産業分類の小分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

天然研磨材、人造研磨材、研削砥石、研磨布・紙

列部門	2599-09	その他の窯業・土石製品
行部門	2599-091	石綿製品
	2599-099	その他の窯業・土石製品（除別掲）

（通商産業省）

日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」、2583「石工品製造業」、2584「けいそう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉碎等処理業」、2591「ほうろう鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石綿製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鋳型製造業（中子を含む）」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

〔生産物例示〕

石綿製品：石綿糸、石綿布、ジョイント・シート、石綿板、ブレーキライニング、石綿保温材

その他の窯業・土石製品（除別掲）：ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ葉、雲母板等）

〔注意点〕

昭和60年表において、55年表の「3390-30石綿製品」を統合し、行部門「2599-091石綿製品」として特掲。また、「3502-90その他の金属製品」のうちほうろう鉄器、「3990-50身辺細貨品」のうち七宝製品、人造宝石を「2599-099その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合。なお、55年表で本部門に含まれていた人造耐火材を「2199-01耐火物」に統合。

7 鉄鋼，非鉄金属，金属製品

列部門	2611-01	鉄鉄
行部門	2611-011	鉄鉄

（通商産業省）

高炉鉄及び高炉によらない鉄鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

なお、生産工程において発生する高炉ガス、高炉ガス灰、鉍滓バラスト、けい酸石灰は副産物扱いとし、それぞれ「2121-019その他の石炭製品」、「0621-099その他の窯業原料鉱物」、「0622-011砂利・採石」及び「2011-029その他の単質肥料」